

## 2. 法学部・法学研究科

### 【到達目標】

大学が充実した研究を行うことは、それ自体として学問の前進に寄与するばかりではなく、その成果は大学内における教育の質の向上や社会貢献に還元される。そこで、本学部及び本研究科は、本学の「研究と教育の融合」という理念に基づき、教育の質の向上に重点を置いて研究環境の整備に努めることを目標とし、社会貢献は法学研究所の活動において重点が置かれるべきものである。しかし、いずれも本学部、本研究科及び法学研究所が相互に協力して達成すべき課題であると考ええる。研究環境の整備として、具体的には、個別教員の研究の支援・奨励、複数教員による共同研究の支援・奨励、研究成果を公表する場の確保、研究成果を検証するシステムの構築などを充実させることを目標とする。

### 法学部

#### 【現状説明】

##### (1) 研究活動

本学部担当教員の個人業績は別に一覧が作成されているので、ここでは『神奈川法学』の発行状況、研究上の成果の発信・受信、国内外研究制度、及び各種共同研究の状況などを取り上げる。法学部担当教員は、法学研究科および法務研究科の教員とともに、法学研究所の構成員となっており、法学研究所の活動を通じて研究活動を行っている。(本章 10. 法学研究所を参照。)

『神奈川法学』は、神奈川大学法学会の発行する学会誌で、1965年に創刊され、原則的に年3回発行で、現在40巻3号まで刊行されている。最近の3年間には、37巻2・3号合併号から40巻3号までの8冊が発行されている。この『神奈川法学』は、法学部教員にとって、自由に研究成果を発表できる学会誌として非常に大きな意味を持っている。掲載されている論文の内訳は、論説27本、研究ノート8本、翻訳3本、資料紹介6本、判例研究1本、シンポジウム3本、座談会1本で、延べ執筆者数は49人(内、学外研究者3人)である。これは、本学部教員全員の数よりも多く、法学部の研究活動が全体的に活発であることを示すものと考えてよいであろう。また、国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信するため、本学部教員の研究活動の成果は、各教員所属の学会誌や商業誌等における発表の他に、上記の『神奈川法学』や『神奈川大学法学研究所研究年報』に掲載され公開されている。そして、交換という形で内外の大学・研究所の紀要を収集している。

なお、本学部では、「教員の学術研究に関する申し合わせ」(法学部申合せ 1980年度第1号)を定め、毎年度はじめの教授会において確認することによって、相互に研究意欲を高めるための戒めとしている。この申し合わせについて、その要旨のみを示すと、各自が「その専門分野における学術研究の向上・発展に寄与するよう努める」ことを謳った(第1条)うえで、具体的には、「4年間に少なくとも1編の学術論文」の発表(第2条)、国内・在外研究員であった者の、期間終了後2年以内の研究成果の発表(第5条)を、それぞれ義務付け、さらに、この義務の履行が昇任人事の前提になり(第6条)、正当な理由なく義務の履行を怠った者は、教員人事に関する委員等への就任の欠格事由となり(第7条)、引き続き8年を超えて学術論文の発表のない者に対する「相当の措置」(第8条)を規定するものである。

本学には、それぞれ長期1年以内、短期3ヶ月以内の在外研究及び国内研究の制度が設けられているが、本学部では2004年から2007年の間に3名の教員が長期の在外研究を行った。2000年当時と比較すると減少しているとは言え、ほぼ継続して在外研究が行われている。

また、本学では、1999年度より「神奈川大学共同研究奨励制度」(2005年度に改正)が

実施されているが、本学部教員が代表を務める共同研究は発足当時よりほぼ毎年1件は採択され、現在継続して助成を受けているものが2件ある。2005年度頃より共同研究等への支援体制がさらに拡充され、本学部でもそれらの制度を積極的に活用している。例えば、本学部の教員が代表となりプロジェクト研究所を1件立ち上げている。ほかに、国際交流事業の助成による共同研究が、2006年度、2008年度に各1件ずつ本学部教員の主導（代表者あるいは主宰者）のもと開催されている。

科学研究費補助金への応募、採択状況についても、2005年度から2007年度にかけて、いずれも2件中1件の採用がなされ、2008年度には3件の申請に対し2件が採択されている。また、特筆すべきは、本学部の教員による共同研究が、2008年度（本学では4年ぶり）に日本私立学校振興・共済事業団によって採択されたことである。

## （2）研究環境

教員研究費は、学内規程に基づき、1人当たり30万円である。これを各教員が研究計画に従って使用している。主な用途は、書籍、備品、消耗品等の購入、そして学会会費などである。また研究旅費については、1人年額教員研究費の50%を限度として使用できる。なお、学会出張旅費については、年2回を限度として上記研究費とは別途全額支給される。

教員研究室については、すべての教員に個室が配分されており、その面積は、概ね21㎡である。研究室は17号館の4階5階に配置されており、5階には教員用談話室1室がある。また、研究室における情報機器（パソコン）は、各教員研究室に配置され、学内LANに接続されている。

教育と研究に配分する時間は、学務面の業務、会議時間を除き、個人の裁量に委ねられている。

共同研究費の制度化については、法学部独自には共同研究費を有していない。しかし、全学的には、「学内共同研究費」や国際交流事業など多数の制度が予算上措置されている。申請に基づき審査を経て交付される競争的な研究費である。具体的な活動については、(1)研究活動で前述したとおりである。

また、学部・大学院の理念・目標を達成させるために、共同研究の場を学内の一定範囲に留めることなく、学内外の教育研究機関や地方自治体との間で、研究上の連携を深める方向にある。

## 【 点検・評価 】

(1) 本学部における研究活動は、全体的には活発であると評価し得るが、各教員の間で研究業績の発表の点で多少アンバランスが見られるなど問題点がないわけではない。前述の「教員の学術研究に関する申合せ」は、教員の間で研究活動を活性化させたことの意義は大きかったが、今日では必ずしも文言通りに厳密に運用されているわけではなく、精神規定にとどまっている。

しかしながら、近時は、共同研究はもとより、各教員相互間での研究活動は活発な動きを見せており、民事法分野専攻の教員が組織する神奈川大学民事法研究会において研究報告・討論が定期的実施されたりするなど、旺盛な研究意欲が現れつつある。

在外研究が活発なのはよいが、それに比べて、国内外を問わず他研究機関からの受入れは数える程度である。相互交流という視点からすると多少バランスが悪いが、その原因はまだ解明できていない。

また、『神奈川法学』は、原則として神奈川大学法学会の構成員たる教員は自由に論文を掲載でき、論文の量についても限定をしていない。これは、自由に研究成果を発表できるという利点もあるが、論文の質の点で、必ずしも高水準を維持する保証が

ないという問題を発生させる恐れがある。

なお、国内外の大学や研究機関の研究成果等を発信・受信するためには、インターネットを活用し、法学部のホームページを刷新し、論文などはPDFを利用してWeb上で公表することも検討すべきではないだろうか。

- (2) 教員研究室については、広さの点で若干の不満はあるものの、基本的には需要は満たしており、今のところ大きな問題はない。ただ、教員研究室の中には、本来共同研究室であったところを分割したり、応接室を利用しているところもあり、共同研究室や応接室確保の観点からは問題が残る。なお、研究費等については、基本的には需要は満たしていると考えられる。

専任教員の授業負担の改善研究活動の活性化という観点から見た場合、各教員の研究活動以外の負担が過剰気味であることも問題になる。研究を優先させるあまりに教育活動をなおざりにすることが許されないのは当然であるが、法学部や大学院の昼夜に渡る講義の負担は決して軽い。その上、各種委員の分担がある。研究活動をこれまで以上に活性化させるためには検討を要するところである。

### 【改善方策】

本学部における研究活動をさらに発展させるためには、次のような点を改善すべきであろう。第一に、各教員に自発的な研究活動を保障すること。これについては、負担の均等化と軽減に努力することが必要であろう。特に、昼夜間教育制度及び Semester 制を導入した学部教育と昼夜開講制を敷く大学院、これに伴う負担増は、大学院コマ数の責任コマ数への導入について、全学的な解決が望まれる。第二に、教員相互間の自主的チェック。これについては、前述のような「申合せ」を遵守するよう努めるとともに、状況の変化に対応した若干の手直しも必要であろう。教授会において、「申合せ」の内容・意義について再確認し、再検討する機会を持つべきであろう。第三に、質の維持・向上のために、『神奈川法学』の誌面を学外者にも一定程度解放することを含めて、何らかの手だてを考える必要がある。第四に、国内外の大学や研究機関の研究成果をWeb上で発信・受信するために、図書館を中心として学術情報リポジトリの構築を急がなければならない。第五に、学内外の研究機関との研究上の連携を模索する。例えば、法学研究所ないしは法務研究科との連携や地方自治体との協同なども視野に入れながら連携を図る。

## 法学研究科

### 【現状説明】

本研究科の担当教員の研究領域及び研究業績は、学部と同様に、個人業績一覧のとおりである。担当教員の研究活動の指標の一つとして学位取得がある。現在39名中13名が博士の学位をもつが、このうち、新制の博士（法学）取得者は7名にのぼる。これは、近年の本研究科の担当教員の学位取得意欲と研究成果と言えるものである。その一端として、2001年以降に出版された主な学術研究書の公刊状況を以下に示す。

2001年

橋本宏子 『介護サービスとリスクマネジメント』（監訳・解説）ミネルヴァ書房  
 葭田英人 『基本税法概論』北樹出版

2002年

西尾孝司 『ベンサム倫理学・教育学論集』御茶の水書房  
 川田 昇 『民法序説』御茶の水書房  
 阿部浩己 『テキストブック国際人権法』[第2版]（共著）日本評論社

2003年

- 吉井蒼生夫 『小野梓－独立自主の精神』 富山房  
諸坂佐利 『フリッツ・フライナー－その法治主義観』 水声社  
阿部浩己 『国際人権の地平』 現代人文社

2004年

- 阿部浩己 『フェミニズム国際法』（監訳）尚学社

2005年

- 西尾孝司 『ベンサム的幸福論』 晃洋書房  
川田 昇 『親権と子の利益』 信山社

2006年

- 阿部浩己 『難民保護への課題』（監修）国際難民高等弁務官事務所  
阿部浩己 『国際組織』（共編著）ポプラ社  
阿部浩己 『戦争の克服』（共著）集英社

2007年

- 吉井蒼生夫 『日本近現代法史（資料・年表）』（共著）信山社  
川田 昇 『ゼロからわかる民法』 平凡社新書  
葭田英人 『創業と会社変更のための会社法－中小会社・合同会社・特例有限会社』  
晃洋書房

2008年

- 葭田英人 『会社法入門』 同文館出版  
吉井蒼生夫 『教育は人を造るにあり－米田吉盛の生涯』（共著）御茶の水書房  
阿部浩己 『抗う思想／平和を創る力』 不磨書房

【 点検・評価 】

前述のような点並びにスタッフの手になる共著書、資料編纂、教科書、教材、論文等をあわせれば、本研究科の研究活動は、学界の水準に達していると考えられる。

【 改善方策 】

前述のような成果をだす前の研究の時間が教育負担の加重から、少なくなりつつあるのが将来の最大の課題である。時間の確保のため、サバティカル制度をさらに拡充させるなどの方策を考える必要がある。